

——「ホミック通信」は編集者の気分まかせで、不定期に発行いたします——

ホミック通信

Vol.6

梅雨明け十日号

2006.8

発行／〒541-0041 大阪市中央区北浜二丁目5番13号 北浜平和ビル9階 ホミック司法事務所 編集／梶田美穂
Tel 06-6202-1939 Fax 06-6202-7001 <http://www.homik.com> E-mail:info@homik.com

今年も暑い夏が到来しました。

寝苦しい夜が続きそうですが、どのように体調管理なさっていますか？

できるだけ冷房に頼らずに、爽やかなお香を焚いたりしていますが、

そんなことで乗り切れるのか???

皆様もご自愛下さい。

■「遺言のススメ」

この2年ほど、遺言作成のご依頼が多くなっています。

法律を扱うテレビ番組の影響などもあってか、遺言を作っておこう、とお考えの方が増えているようです。ホームページに「遺言のススメ」という記事を追加掲載しましたので、その抜粋を以下にご紹介します。

<遺言の性質>

- 相手方のない単独行為です。ですからせっかく遺贈しても、受遺者（貰う人）が拒絶すればその遺贈は実現しません。
- 要式行為なので、民法に定められたルールに則って作成しなければ無効となります。
- 遺言者の死亡によって、初めて効力が発生します。従って遺言者の生存中は何ら権利義務を生じません。
- 遺言できる事項は、法律で限定されています。この法定事項以外を遺言に記載しても効力はありません。
- 遺言はいつでも撤回できます。但し、遺言の方式によらなければなりません。
- また、遺言を書き換えることも可能です。複数ある遺言は、後で作られたものが有効です。

<どんな場合に遺言を作成するのか?>

- 相続人が一人もない場合。←相続人がなければ、残された財産は全て国庫へ帰属します。
- 推定相続人の中に、行方不明者がいる場合。←預金を解約する手続などは相続人全員で行うものなので、それができずに、行方不明者の不在者財産管理人選任の申立てが必要になります。
- 推定相続人以外に、財産を引き継ぎたい場合。←例えば死んだ息子の嫁(死んだ息子の子は推定相続人)や、内縁関係にある者などは、当然に相続することはできません。
- 事業用財産を、事業の後継者に引き継ぎたい場合。←相続人全員の同意がなければ、事業が続行できない恐れもあります。

<公正証書と自筆証書の違い>

代表的な遺言の要式である「公正証書遺言」と「自筆証書遺言」を比較します。

他にも「秘密証書遺言」「危急時遺言」があります。

	公正証書遺言	自筆証書遺言
作成方法	公証人役場で作成してもらう。	本人が全文・日付・氏名を自書(ワープロ不可)。押印要。訂正印も必要。
費用	公証人に提出する資料代と、公証人費用(財産額や条項数によって異なります)	不要
証人	二名必要(欠格事由は民法974条)	不要
保管	原本を公証人役場で、本人が120歳になる時まで保管してくれる。	偽造、変造、紛失、盗難、隠匿の恐れがある。
相続開始後の手続	不要	家庭裁判所での検認手続(民法1004条)が必要。

<遺留分とは?>

兄弟姉妹以外の相続人には、遺言の内容に関わらず、法定相続分の二分の一(直系尊属だけが相続人の場合は三分の一)が保障されています(民法1028条)。この遺留分を侵害すると、相続開始後、遺留分減殺請求がなされる可能性があるため、遺留分を侵害する遺言を作成するのは避けるのが賢明かもしれません。

ご自身の希望を叶えるために、どのような内容の遺言にすれば良いのか判らないような場合は、どうぞ当事務所までご相談下さい。遺言作成のお手伝いをさせていただきます。また、遺言の内容の実現に不安のある場合は、遺言執行者もお引受けしています。

この他「離婚サポート」と題した記事も追加しましたので、ホームページ(www.homik.com)もぜひご覧ください。

司法書士の仕事

- 不動産登記
 - 商業・法人登記
 - 裁判
 - 成年後見
- 相続・売買・贈与など
設立・役員変更など
訴訟・調停・和解・破産など
任意後見契約・遺言・死後事務など